

<地方行政を読む・埼玉県全般>

## (株) エム・テックは埼玉県庁特命業者なのか！？ その異常な特別優遇のウラには何が？

(2015年7月29日)

エム・テックに「埼玉県警 No.2」が天下りしていた  
上田知事…塩川・岩崎両副知事…県警元総務部長…エトセトラ  
権力者に愛され続けるエム・テック の実態とは！！

### 手抜き工事、不適格を頻発する問題業者 エム・テックと権力者たちを「つないだ者」は誰だ！？

本紙既報の通り(株)エム・テックは、適正かつ公正な行政が執られている自治体では指名停止処分を幾度も受けている、建設業者として極めて問題が多い企業である。ところが、この会社は埼玉県では「顔パス」同然に大手を振って入札指名に参加し続けられるのだ。最早、埼玉県の都市伝説とも言えるような不可解な事態である。

埼玉県庁内部には、適正、公正な行政官は皆無なのだろうか？「とんでもありません。今や県庁の一般職員の内なるシュプレヒコールは“上田は庁舎を去れ！”ですよ。談合疑惑で入札を白紙に戻しても、上層部があくまでも強引にエム・テックを押し込めます。われわれは公務員である以上、上司の命令や意向には逆らえませんが、普通に見て異常な状態であることは誰の目にも明らかです。」

これまで、上田知事とエム・テックの異様に過ぎる蜜月、不透明な関係を追及してきた本紙が、異口同音に耳にした行政関係者たちの声である。

これも本紙では既報のことだが、エム・テックは「大宮警察署等統合庁舎新築工事」の入札に関して度重なる失態を繰り返し、その度に警察署の新築という県民の安全にかかわる重要な公共工事でも遅滞を余儀なくされてきた。それでも、エム・テックは仕切り直しの入札から外されることがない。東京都をはじめ、他の自治体での入札で指名停止となっても、埼玉県では「上層部の意向」がエム・テックに破格の優遇特典を与える。誠実に汗を流しながら堅実な技術と実績を築いて来た県下の同業者の存在を無視するかのごとく、県の「上層部」は過剰にエム・テックの擁護を強行してきたのである。

しかし、本件の問題は、単に埼玉県庁トップの上田知事と権力者を自任するかの取り巻き上層部が、その決裁権を傘に着て、他の建設業者を公正な競争から排撃することだけに留まらない。

語弊がある例えになるが、仮にエム・テックが県下の建設業界トップの技術と実績、信頼を誇る

企業だったなら、上田埼玉行政の同社への「えこひいき」も百歩譲って「三分の理」がないともいえない。県民の生活環境、都市機能の向上と発展に利する公共工事を手掛ける業者であれば、まだ罪は軽いと言ってもいいかもしれない。

だが、エム・テックは、あろうことか、埼玉県上層部のあからさまな寵愛とハンデを付与されての落札後にさえ、それを不適格とされる処遇を受け

ている問題企業なのだ。前例がない特待をエム・テックが得ることだけでも、同社と行政上層部による競争入札妨害の疑いがあるというのに、この関係性を是正することなく、あくまでも「エム・テックありき」の入札を断行する上田行政は、結果として、当該公共工事の遅滞によって二次的、三次的な被害をいたずらに拡大させているも同然なのだ。

### 「大宮警察署等統合庁舎新築工事」の大幅な遅滞はエム・テックによる人身事故が原因だった！

ここで「大宮警察署等統合庁舎新築工事」に関して、本紙に寄せられた最新の投稿情報を明らかにしておきたい。

6月3日第4回目の入札が執行されエム・テックが落札した同事業だが、6月議会に上提されることはなかった。諸井真英県議の「何故6月議会に上提しないのか」との問いにも県が答えることは無かった。県は、9月議会あるいは知事選の結果を見てから判断するかに思えたのだが、ここに来て、エム・テックの落札そのものを白紙に戻したのである。

その理由とは、なんとエム・テックによる人身事故だった。去る7月18日、エム・テックは東京都台東区の下水道工事で作業員の男性が土砂の下敷きとなり死亡するという重大な人身事故を起こしていたのである。男性は深さ2.5mの掘削中

の穴の中で下水道管の交換作業をしていたが、土砂が崩壊したと思われる。警視庁は業務上過失致死の疑いも視野に入れて調べている。

この死亡事故によって、流石に上田知事ら権力者による「エム・テックびいき」も強行させることが困難となり、4回目の入札も白紙となったというのが事実経過だったのだ。現状では、本件工事は早くても12月議会承認となる見込みが強くなっており、第1回目入札から実に2年になろうとする公共工事の大幅な遅滞である。

なぜ、上田知事とそのシンパたる自称権力者らは、斯様に瑕疵だらけのエム・テックをひたすら擁護してきたのか？これら権力者らをエム・テックに引き合わせた人物は、誰なのか？議会は、その回答を厳しく県に問い質さなければなるまい。

### （埼）建設業協会に相手にもされなかった、塩川副知事が発信した違反文書

ベトナムに向けて、平成25年(2013)8月19日には上田知事率いる「埼玉県アセアン訪問団」に埼玉県唯一の建設業者として(株)エム・テック松野社長を筆頭に役員一同が随行し、ハノイ市にある共産党本部を訪問した。一行は各部門を

統べるベトナムの要人と会見。翌20日には、上田知事とエム・テック松野社長がベトナムの計画投資大臣にも会見している。

そして、平成25年(2013)10月15日には、Long Ho 橋受注基本契約を締結。同年10月19

日には、ベトナム側の代表投資家 Cuong Thinh Thi と(株)エム・テックを契約当事者として、ホーチミン高速道路の基本契約が締結された。

契約金額、実に約 1000 億円という巨額の公共工事業である。

今回、本紙が独自に入手したエム・テック側の資料によれば、この高額契約の工事には、綿密な計画と厳密な保証が成立しているように見える。エム・テックが作成し、関係各所に配布した「ベトナム社会主義共和国への進出の経過と今後の展開」と題した資料の一部(埼玉アセアン訪問団 2013 年 8 月 19 日～2013 年 8 月 20 日)によれば、当該契約に関してはベトナム政府の保証がつき、みずほ銀行が幹事行となり、同時に(独)日本貿易保険がこの巨額の国外公共工事を推進する後ろ楯として存在することが謳われている。埼玉県推薦の建設事業者であり、当該契約債務者であるエム・テック自身が、ベトナム政府との事業計画を具体的に確立し得たからこそ、そのよう

### 疑念を生じるエム・テック側の事業計画資料

エム・テックによる当該ベトナム事業計画については、もう一点、疑念を生じる部分がある。

エム・テックがこの事業の概要を説明のために「ベトナム社会主義共和国への進出の経過と今後の展開」と題した資料を作成したことは前述の通りだが、この資料の 17 ページ目に「ホーチミン高速道路 みずほ銀行の LOI」という項目がある。文字が小さく内容の詳細は判読できないものの「MIZUHO」の社名ロゴが記された一枚の書類(いわゆるレターヘッド)を提示している資料だ。同書類のページ下部には、なにやら2名分の署名も記載されており、上部に印字されている「MIZUHO」(みずほ銀行)の社名ロゴと共に、あ

な資料を作成し頒布したことは言うまでもない。エム・テックは適格事業者として、この事業計画を担うことを自ら宣言したのである。

ところが、平成 26 年 2 月 18 日 塩川副知事は、本件ベトナムの巨額公共工事に向けて、本来一事業者に過ぎないエム・テックを全面支援する宣言に等しい違反文書を、県下建設業界に対して FAX 送信したのである。

まるで埼玉県庁を上げてエム・テックを支援していることを(埼)建設業協会に知らせた上で、明らかに技量不足のエム・テックの尻ぬぐいをさせるかの意図なのか、参加業者を募るといふ噴飯を通り越して滑稽でさえある愚挙だ。

しかし、ベトナムを舞台とした 1000 億円もの巨額な建設事業であるにも関わらず、塩川副知事からの提起に対して、参加を志望する業者は皆無だった。県下の建設業者には、エム・テックの劣悪な業態は周知されていたからである。

たかも法的効力を有する当該事業の契約書の一部であるかの印象を与えている。

しかし、問題はこの書類がみずほ銀行の「LOI」だという点である。「LOI」とは、英語の Letter of Intent(レター・オブ・インテント)の略で、国際ビジネス用語としては一般的な表現であるが、この言葉は「検討を約束する」という意味だ。

通常、LOI といえば「私がでまかせを言っているわけではなく、この計画が本当にスタートするときには、こういうメガバンクが保証についてくれると LOI を出してくれています」というように、ある事業計画を説明する際に、その事業に対して契約の意向がある第三者の存在を明らかにするため

の、いわば親書に過ぎないものである。エム・テックの資料にある当該ページでは文字が小さく不鮮明なため、文書の詳細を判読できないが「LOI」と説明されている点は間違いない。つまり、みずほ銀行が、ホーチミン高速道路工事について「事業が動く際には契約に向けて調整に入る用意がある」という意向を明らかにしたというだけの文書であって Contract (契約書) ではない。

英語が不得手な日本人の素人なら「LOI」の意味も理解しないまま、ベトナムのホーチミン高速道路事業に関して、みずほ銀行がなんらかの契約保証をしているかに錯誤してしまう危険もある。

エム・テック側からすれば、この資料は表題の通り「進出の経過と今後の展開」なのだから嘘ではないと釈明できるだろう。しかし、このような資

料(おそらくパワーポイント製の営業資料)は、いわゆるブローカーが常套手段として用いることも多い、誇大広告の一種ともいえるものだ。そうではないと言うならば、エム・テックはこのような疑念を生じる資料に、みずほ銀行のレターヘッドなどを使用せずとも、契約事実そのものを堂々と記載すれば良いだけではないか。

上田知事の号令一下による埼玉県推薦のエム・テックが、まさか、なんらかの利益誘導を画策し、事業計画を粉飾するためにこのような誤解を生じる資料を作成、頒布したとは常識なら考えられないが、これまでの上田知事のエム・テック礼賛主義を振り返れば、エム・テックのこうしたブローカー同然の手口を容認していたとしても邪推とは言えないだろう。

## 巨額工事の空中分解の原因はベトナム側の「カネがない」! ?

### 上田知事の本年6月定例会での答弁は真実か否か

エム・テックによるベトナム巨額工事の契約に関しては、斯様に妥当性を欠いた埼玉県上層部の迷走からスタートを切ったが、その後、問題はさらに重大な波乱を呼ぶことになる。

本年、平成 27 年 6 月定例会(7 月 2 日)、一般質問に立った諸井真英議員に対する上田知事の答弁に、その問題の端緒が露見した。

議会録画中継によれば、上田知事は「何やら、その(ベトナム)1000億の高速道路の話は、どうも最終的にはベトナム政府にもお金が無いこととか、資金繰りの枠組みとか、そういうのがうまく出来ないということでどうやら、一旦は無くなった話だと思っておりますが、新たに橋梁の関係で案件が一つ出ているという報告までは聞いています。」と述べている。

上田知事は「新たに橋梁の関係で案件が一つ

出ている……」などと語っているが、Long Ho 橋の工事契約は「新しい」どころか、懸案の高速道路建設工事よりも先に締結されているのである。

このことは、誰よりもベトナム事業の先鞭をつけた当事者でもある上田知事が十分に認識している筈である。にもかかわらず、斯様に珍妙な答弁を議会で述べている。

もしも、上田知事の発言の通り、ベトナム政府(または契約債権者の代表投資家)がホーチミン高速道路建設工事の資金を調達できないために空中分解したということが事実であるならば、ベトナム政府側は埼玉県(エム・テック)との契約に反し、日本国に対する国交上の信義をも無責任に放置したことになり、これは国際問題にまで発展する重大事である。

そうなれば、そもそも上田知事が率いる「埼玉

県アセアン訪問団」の意義さえ疑われることになる。上田知事の発言が真実であるならば「新しい橋梁の案件？」も即座に契約を破棄しなければなるまい。

「埼玉県アセアン訪問団」がベトナム政府内に「埼玉デスク」を設置したともされているが、もしもベトナム側が仮にも埼玉県推薦建設業者であり

契約先であるエム・テックに対して「金がない」などという理由で一方向的に事業を凍結したのであれば、明白な契約不履行となる。埼玉県民の税金を原資としたベトナム政府内「埼玉デスク」など即刻撤収すると同時に、事業を推進した上田知事と契約当事者のエム・テックは、ベトナム側に厳しく対応しなければならないはずだ。

### 答弁が真ならば、ベトナム側に厳然たる対応を示すことが上田知事の職責だ！

ただでさえ違反文書となる、塩川副知事のエム・テック援護の FAX 送信問題に加えて、ベトナム側からの一方的な翻意による契約不履行となれば、埼玉県はベトナム側に対して厳しく抗議をするべき立場であり、議会もこれを徹底的に言及しなければならない。なぜなら上田知事は、公人として県税を使った公務としての本件ベトナム事業の旗振り役を務めたのであり、埼玉県としてエム・テックを推挙したのだから。上田知事は、埼玉県政首長としての公務上の責任と県下の民間企業であるエム・テックを大舞台に牽引した道義的な責任からも、速やかに然るべき対処を講じなければならない。

現在、ベトナムは中国の覇権的進出に反応するかたちで、国力を推進する前進的国家として日本の企業進出を多様化させている。

ベトナムは労働力も豊富で賃金も安く、かつて中国へ進出した企業も現在では中国を離れ、多

くの企業がベトナムへと国外拠点の軸足を移行させている。このような状況下、上田知事が答弁したような、ベトナム政府による契約不履行が前例となつては、その不信行為は在ベトナム日本企業の間でも深刻な問題となるはずである。

中央政権の錚々たる有名政治家の名を、日頃、自らのスピーチに列挙する「大物政治家」の上田知事であるならば、即時、国の協力を要請してベトナム政府に厳重な抗議を示すと共に、上田知事を筆頭に県の権力者らが万歳三唱よろしく送り出したエム・テックが被った、ベトナム側の契約不履行による損失を請求することも朝飯前のことだろう。

また、自らの答弁が真であるなら、その権利が埼玉県にはあるのだから、県民と県下建設業界を納得させるためにも、上田知事にはこれらの対応に着手する義務がある。

### ついに見えた！エム・テック特別待遇の真の理由！

#### 埼玉県警ナンバー2総務部長がエム・テックへ天下り！

話を冒頭の「大宮警察署等統合庁舎新築工事」に戻そう。何故、エム・テックが当該工事の受注に一方ならぬ関志をもやすのか、本紙の最新

取材によって、その理由が浮かび上がって来た。ある確かな筋の情報によれば「エム・テックは、埼玉県警総務部長の天下り先である」というのだ。

こうなれば、上田知事が私益と保身のために警察権力を味方に置いておきたいと考えても不思議ではない。こうした背景もあって、上田知事はエム・テックの入札参加に最大限配慮し、入札条件についても優遇した。これでもかというくらい指名停止を受けても、談合疑惑を持たれても入札参加に寛大であったのは、これがひとつの大きな動機であったとみて間違いはないだろう。

通常の競争入札において、外された同一案件で入札に返り咲くなど、あり得ない話である。だが、エム・テックは知事と県警 OB との強い絆を利用し、受注に対して徹底した執念を見せた。

しかし、不適格業者(簡潔に表現すれば建設業界では“ブラック企業”といえる)の悪評とその事実を知られるエム・テックは、上田知事を頂点

とする権力者らの特段のはからいを受けながら、またしても不落となったのだ。そもそも企業理念さえ欠落した株式会社エム・テックに、公共事業の入札資格があるのか。県民に資することが前提である公共事業に取り組む姿勢や技術的水準、またそれら業務の監督責任を果たせるのか。業界の中では、エム・テックは離職者の多い会社としても知られている。

猫に小判、豚に真珠の徒労になるかもしれないが、エム・テックと同社を擁護して止まない上田知事埼玉県政「権力者」らに、かつて憂国の思想家・吉田松陰の至言を贈っておこう。

「至誠」だ。

上田知事には  
公に奉(ほう)ずる至誠など皆無であろう。■